

広島県環境審議会第41回生活環境部会・第33回自然環境部会合同部会議事録

- 1 日 時 令和3年1月28日(木) 午後1時から午後2時10分まで
- 2 場 所 広島市中区大手町1-5-3
サテライトキャンパスひろしま 501・502 会議室
- 3 出席委員 西村生活環境部会長, 内藤自然環境部会長, 今榮委員, 小倉委員,
草野委員, 後藤委員, 崎田委員, 西田委員, 百武委員, 渡邊委員,
奥田委員, 國武委員, 桑原委員, 豊田委員, 平委員
- 4 議 事 第5次広島県環境基本計画の素案について
- 5 担当部署 広島県環境県民局環境政策課環境企画グループ
電話:(082)513-2911 (ダイヤルイン)

6 会議の内容(議事要旨)

(委員)

- 資料1-1, 5ページ目のプラスチックごみの海洋流出防止対策について, 現在のコロナ禍で不織布マスクが問題になっていると認識している。それについて対策はしないのか。現状, 不織布マスクの原料がプラスチックであると広く認知されていない。不織布マスクの流出を防止する, 原料をプラスチックから別のもので変えるなど, 様々な課題があると考えられるが, そのあたりはどのようにお考えか。

(事務局)

- 不織布マスクについては, 委員御指摘のとおり, 例えば道路や町中等でポイ捨てがあると, 河川を通じて海洋に流出してしまうため, プラスチックごみの海洋流出という観点からは大きな問題である。対策としては, 具体的にはポイ捨て対策が重要であると考えている。本県においても, 使用済みマスクのポイ捨ての禁止や, 適正処理の推進について, 市町を通じて普及啓発に取り組んでいる。不織布マスクは使い捨てのプラスチック製品であるが, 新型コロナウイルスの飛散防止, 及び拡散防止の効果が高いため, 感染防止対策の観点からは, 非常に有効な製品である。また, 安価で入手しやすい, 代替性のある製品がないこともあり, コロナ禍の現状では, 直ちに不織布マスクの使用をやめるということは難しい。
- ここで, 質問に付随して補足説明させていただく。プラスチックごみ対策については, 資料1-1, 5ページ目の「③ プラスチックごみの海洋流出防止対策」にあるとおり, 海岸漂着量の多いペットボトル, プラスチックボトル, 及びレジ袋を海洋流出防止対策として重点的に取り組むことにしているが, これ以外のプラスチックごみ, 例えば委員の御指摘のあった不織布マスク, プラスチックトレイ, 発泡スチロール, ライターなどについても, 並行し

て海洋流出防止対策に取り組むこととしている。この点については、幅広い意見を受けながら、2050年にプラスチックごみの海洋流出量ゼロという目標に向けて、取組を展開していきたい。

(委員)

- 使い終わった不織布マスクは、感染源という意味では、廃棄物を集める方の負担が大きいところがある。単純にプラスチックごみを回収すればよいというわけではない。そのあたりを衛生部局と調整をしながら回収方法について考えておかなければ、むやみやたらに回収するように言っても、回収する方から、不織布マスクの回収作業は危険ではないかと言われてしまう。この点について配慮いただき、計画に落とし込まれてはどうかと考える。

(委員)

- 温暖化対策の緩和策について、広島県としてどういう風にするかというのが、素案の文面から伝わってこない。素案に書かれていることは、おそらく国の大まかな方針であって、2050年を目指してゼロエミッションにするというところで、例えば広島県として、産業をどういう形でゼロエミッションに導いていくのか、県独自の事業としてそれを推進していくのか、この素案では全く見えてこない。また、適応策についても説明があったが、こちらも広島県独自の対応策というものが見えてこない。この2点について、今後どうしていくのか伺いたい。

(事務局)

- 2050年のネットゼロカーボン社会の実現に向けて、産業界を含めた取組だが、委員の御指摘のとおり、現状ではまだ具体的な道筋を描くことができていない。ただ、本県としては、従前の省エネルギー対策や、再生可能エネルギーを強力に推進するとともに、本県では大崎上島町で二酸化炭素を資源として活用する取組に向けた研究拠点の整備が進められている。ここの技術を広島県の強みとして、二酸化炭素の回収に使うだけでなく、回収した二酸化炭素を産業につなげ、一つの環境産業となるように、商工労働局と連携して、取組を進めたいと考えている。また、本県には、東部の製鉄業、西部の化学工業、及び自動車関係企業など、様々な業種の企業が立地している。今回の「第5次広島県環境基本計画」を策定するに当たり、大規模排出事業者からヒアリングしたところ、製造業が集積している本県では、横の連携を取ることで、新たな産業に結び付いていくのではないかと、という御意見をいただいている。現時点では、具体的な取組を申し上げられる状況ではないが、商工労働局や関係事業者など連携し、「広島型カーボンサイクル」の構築に向けて取り組んでまいりたい。
- 適応策については、まずは地域気候変動適応センターを県組織の中に設置し、国の機関等と連携しながら情報の収集、発信等を進めていきたい。また、適応策については、環境部局のみでなく、危機管理監や、土木建築局による、いわゆる防災の観点からのハード面の対策や、熱中症対策といったソフト面の対策など、幅広い分野の取組になるところ、関係部局と調整し、重点的な分野をピックアップしており、その重点的な分野について、連携を図りながら進めていきたいと考えている。

(委員)

- 再生可能エネルギーの奨励や新産業の構築というのはよく分かる。これらの活動に対して、情報源を発信するなど、広報活動は効果があると思うが、一つの方法として、排出源の CO2 排出量を減らすには、産業構造の変革が必要である。トップダウン型に減らせと言ってもなかなか減るわけではないので、例えば CDP (カーボンディスクロージャープロジェクト) のように、透明性をもって企業活動しているか、県独自のシナリオや、県独自の設定をし、評価することにより、県内産業でカーボンエミッション (炭素排出量) の削減について努力している企業を奨励する形のプロジェクトがあっても良いかと思う。そうしなければ二酸化炭素排出量はなかなか減らない。県と国でネスト (入れ子) 構造になっており、企業がどちらを向いていけばよいか分からない状況である。県独自に奨励策や評価基準を作り、例えばどこから燃料を調達したかなど、企業評価していくことで広島県としての取組ができるのではないかと思う。
- 「ネット」とあるので排出源だけでなく、森林吸収源も含まれていると思う。広島県として、農業や林業をどう育成していくのか、関係部門と連携して推進していただきたい。

(委員)

- 資料 1-1, 8 ページ目について、近年気候変動により、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとした豪雨災害が発生し、川の生物への影響も大きく出てきているところとを感じるが、特に、川の生物が豪雨により流され、川上に帰ることができないという影響が著しく出ている。今後川が修復されていくと思うが、川の修復に対して、遡上路、及び環境配慮型の護岸を設置するなど、環境部門は方針を持つべきだと思うが、考え方をお伺いしたい。

(事務局)

- 公共工事における生物多様性の保全について、多くの河川で取り組まれているところで、河川改修の際の魚の棲み処の確保など、個別に当課へコメントを求められているところである。資料 1-2, 48 ページ目に水辺の保全・再生として「自然環境に配慮した河川の整備・管理を推進します」としている。今後とも公共工事を実施する部門と連携して取り組んでまいりたい。

(委員)

- 遡上路の整備は山口県が進んでいる。是非それらを参考にして、方針を持って取り組んでいただきたい。

(委員)

- 一級河川だと国管轄になり、河川管理事務所が計画を立てて対応しているところ、えん堤をスリット型にするなど、国との連携を図っていただきたい。

(委員)

- 資料 1-1, 14 ページ目の自然資源を活用した取組について、コロナ禍でキャンプを行う

方が増えているが、交流人口、関係人口、あるいは定住に結び付けるといふ、別の計画との関係性があるため、できるだけ多くの人に関わることのできる場所づくり、例えば自然公園をキャンプ場として利用するといった取組が取り上げられている。それに伴い、自然公園等で啓行活動が行われている。また、山でも登山者が増えてきている。健康寿命に係る計画においても、この素案が関係すると考えられるため、成果指標が「現状より増加」となっているが、より積極的な成果指標を設定し、他の計画との整合を図ってほしい。

(事務局)

- 県全体としては、コロナ禍の影響により、今年度は著しく利用者が減少しているため、現状維持を目標としている。ただ、キャンプ利用などは確かに増加しており、安全で快適に利用していただけるよう、維持管理に努めてまいりたい。

(委員)

- 山道の整備計画など、他の計画と連携して素案を組み立てることは大事である。また、人の動きなどをしっかりと調査した上で、自然資源を活用した取組について、取り組んでいただくようお願いする。

(委員)

- 平成 30 年 4 月 17 日に改定された国の環境基本計画には、「水産資源の維持増大」の項目が入っていた。初期のころの広島県環境基本計画にも「水産資源の維持増大」の項目が入っていたのに、いつの間にか「生態系の健全な維持管理」の形に変わり、「水産資源の維持増大」の項目が抜けているところに不満がある。また、平成 27 年に瀬戸内海環境保全特別措置法が一部改正され、今回、細部の改正があると聞いているので、これらについて、国の方針に追従してもらいたい。
- また、瀬戸内海環境保全協会の研修会で、瀬戸内海の貧栄養化の問題について話があった。広島県としても積極的に改善に取り組んでいただきたい。

(事務局)

- 瀬戸内海の貧栄養化については、資料 1-1, 2 ページ目に記載のとおり、広島県環境基本計画の下に瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を策定している。今回は改定になっていないが、海をきれいにする環境保全の観点だけでなく、漁業資源という観点からも、国の動きを見ながら検討していきたい。

(委員)

- 湾灘協議会も是非また開催していただきたい。

(委員)

- 資料 1-1, 7 ページ目について、再生可能エネルギーに係る KPI には、太陽光発電容量しか記載されていないが、これだけか。是非他のエネルギーの可能性についても検討していた

だきたい。

(事務局)

- 地球温暖化防止地域計画で、太陽光以外にバイオマス発電設備導入容量と廃棄物設備導入容量を指標としている。その他のエネルギーについても利用が拡大するよう努めてまいりたい。

(委員)

- 資料1-1, 10 ページ目の産業廃棄物の不法投棄について、現状 2.4 件に対して目標を 2 件としているが、2 件でなくゼロでよいのではないか。難しいのかもしれないが、目標なので、違和感がある。

(事務局)

- 前計画では年間 5 件以下を目標としていたが、近年は 2～5 件程度で推移し、目標を達成している。今後、新たにドローンによる監視や、従来からのパトロールを通じた監視、不法投棄発見、不法投棄情報を発信することによる抑止効果を狙っていくことで、不法投棄をさらに減らすという考えの下、目標を 2 件と設定している。

(委員)

- 資料1-1, 13 ページ目のプラスチックごみについて、3 品目以外の、かき養殖ごみについても問題になっているので、成果指標に加えていただけたらと思う。

(事務局)

- かき養殖ごみは、委員御指摘のとおり、海洋プラスチックごみ全体の 66%を占めており、事務局としても重要視している。最終的には、2050 年にかき養殖ごみを含めてプラスチックごみの海洋流出量ゼロを目指すこととしている。現在漁業者の方が、自主的にかき養殖ごみの対策に取り組まれているが、その取組について、水産課と連携して、協議しながら監視しているところである。かき養殖ごみ個別の数値目標の設定は難しいが、データが取れている生活ごみについて目標を設定し、それらと並行してしっかりとかき養殖ごみに対する取組を進めてまいりたい。

(委員)

- かき養殖ごみ個別のデータが取れないとのことだが、数値目標の設定自体が外部に対して PR になってくるので、是非数値目標化も検討してほしい。

(委員)

- 2 点目の不法投棄について、ゼロを目標とするのは難しいかもしれないが、もう少し意欲的な目標としていただければと思う。

(委員)

- 資料1-2, 24ページ目と資料2-2, 58ページ目の指標「河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数」と「土砂災害から保全される家屋数」について、目標値の記載が違うが、整合性を教えていただきたい。また資料1-2, 39ページ目と資料3-2, 76ページ目の指標「汚水処理人口普及率」についても同様に整合性を教えていただきたい。

(事務局)

- 「河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数」と「土砂災害から保全される家屋数」については、県の総合計画（ひろしまビジョン）ではR12年度目標を設定しており、温暖化計画にもそのまま記載しているところ、環境基本計画はR7年度までであり、現時点でR7年度目標が決まっていない状況である。
- 「汚水処理人口普及率」は、廃棄物処理計画ではR8年度が目標年度であり、目標値が固まっているが、環境基本計画はR7年度までであり、R8年度までの間の目標値は土木部局が検討中であり決まっていない。

(委員)

- 記載している年度が違うとはいえども、基本計画と実行計画で同じ項目に別の数値を入れると、計画同士のつながりが分からなくなり、見通しが良くないと感じる。これは県民も感じるところだと思うので、計画の上下関係などを、分かりやすいようにパンフレットなどにおいて工夫してほしい。

(委員)

- 資料1-1, 10ページ目に記載されている成果指標「市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定（自治体数）」について、目標年度が令和3年度、目標値が23市町となっているのは、できるだけ早く対応しないといけないということであろうが、令和3年度以降のことが、例えば自治体や関連業界が集まり予行演習を行うなどの取組であり、あまり具体的でないように感じる。一般廃棄物の適正かつ効率的な処理という点で、マニュアルの策定は当然のことと感じており、他に指標はないかお伺いしたい。

(事務局)

- 基本計画は上位計画となるため、主な部分についてのみ記載している。マニュアル策定は、委員御指摘のとおり、できるだけ早く対応しないといけないため、目標年度を令和3年度、目標値を23市町としている。また、マニュアル策定後も、見直しや、計画的な訓練を実施することとしており、資料3-2, 48ページ目に具体的に記載している。災害廃棄物の指標については、内部でも議論したが、「処理体制の強化」が目指すべき姿であると結論付けた。指標には、訓練の回数なども考えたが、回数をこなすことが目的ではないこと、及び目指すべき姿を実現するためには、マニュアルの策定が適当であるとして、現在の指標とした。委員御指摘の予行演習等の取組については、継続して進めていく。

(委員)

- 資料1-1, 14 ページ目の「生態系の健全な維持管理」に記載されている「主な取組の方向」について伺う。そこには、「多様な主体の参画による生物多様性の保護推進体制の整備を進めるとともに、必要な支援を行う」とあるが、この記載の具体化が必要ではないか。現在、レッドデータブックなど、絶滅危惧種などについては取組が進んできているところだが、普通種と言われる、トノサマガエル、ニイニイゼミ、ドジョウなどの身近な生物がいなくなっている。その変化が近年著しいが、県民が気付いていない面がある。校庭、公園、近所の森など、県民の身近な場所に生物観測点を設置し、生徒や住民などが生物を観測できるようにすれば、環境の変化が身近に感じられて、環境保全の取組につながると思うのだが。

(事務局)

- 委員御指摘のとおり、かつては身近だった生物が絶滅危惧種になるなど、生物の生息環境が急激に悪化している。生物の生息調査については、レッドデータブック改定作業にあたり、専門家に依頼しているところである。委員御提案の、学校の生徒や住民の参画による、身近な生物の経年変化がわかるような定点観測点の設置については、生物多様性の状況の変化を把握でき、現状低い値となっている、生物多様性に対する県民の認知度を高めることにつながると考えている。現在、県民の方から生き物の情報を収集する仕組みは、観察会や講習会等を通じたものがあるが、参加者や生き物の報告件数は少なく、生き物の情報収集の効果的な方法について検討を進めてまいりたい。

7 会議の資料名一覧

- 資料1-1 「第5次広島県環境基本計画」素案について
- 資料1-2 第5次広島県環境基本計画（素案）